

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

(西条市石鎚ふれあいの里指定管理料)

西 条 市 監 査 委 員

目 次

令和6年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 石鎚ふれあいの里運営委員会に対する指定管理料について	3

西監第79号
令和6年11月25日

西条市長 玉井敏久 殿
西条市議会議長 楠 學 殿

西条市監査委員 東元道明
西条市監査委員 徳増竜伍
西条市監査委員 行元博

令和6年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和6年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和5年度に財政援助等を行った団体のうち、次の団体に対する指定管理料について監査を実施した。

監査対象団体	指定管理施設の名称	所管部署
石鎚ふれあいの里運営委員会	西条市石鎚ふれあいの里	産業経済部 観光振興課

第2 監査の期間

令和6年9月6日から令和6年10月29日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 指定管理料や指定管理の内容等は協定書等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 指定管理料の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 指定管理料で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、団体に交付された指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、基本協定に関する内容については、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため本報告書への記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 石鎚ふれあいの里運営委員会に対する指定管理料について

- (1) 指定管理施設 西条市石鎚ふれあいの里
- (2) 指定管理団体 石鎚ふれあいの里運営委員会
- (3) 指定管理料 9, 1 6 7, 0 0 0 円
- (4) 支出年月日及び金額 令和5年4月25日 9, 1 6 7, 0 0 0 円
- (5) 支出根拠 西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
管理に関する基本協定書・年度協定書
- (6) 石鎚ふれあいの里運営委員会に関する指摘事項（(ア)は指摘事項、(イ)は(ア)に対する回答、(ウ)は監査委員の意見を表す。以下、(7)の指摘事項についても同じ。）

ア 規約等について

- (ア) 基本協定書等で規定するモニタリングは行っているのか。
- (イ) モニタリング実施主体と指定管理者が行う事項について認識はあったが実施できていない。市と協議し、今年度から指定管理者モニタリングマニュアルどおりの事務取扱いとしたいと考えている。

イ 収入・支出関係事務について

- (ア) 現金出納帳に借入金の記録があるが、返済記録と通帳への入金記録がない。基本協定書第52条では、「本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定している。
- (イ) 通年で運営していると一時的に現金が不足する時期があり、この場合、個人的に支出して現金出納帳へ入金し資金繰りを行っている。記録については、税理士から提供された会計ソフト（アプリケーション）に記録しており、石鎚ふれあいの里運営委員会の貸借対照表に計上されている。短期借入の返済期限までには返済することとしている。
- (ウ) 経理関係書類は、適正に管理・保存し、募集要項に沿った出納事務を行うよう努められたい。
- (ア) 現金出納帳の科目と、業務報告書の③管理に係る経費の収支状況《支出》の説明欄に記載の科目が異なっているため、照合に非常に時間がかかる。簡潔明瞭な経理となるよう、科目を統一してはどうか。
- (イ) 簡潔明瞭な経理となるよう科目の統一について税理士と相談し検討したい。

ウ 一般事務等について

- (ア) 人件費の請求書について、誤記が散見される。提出前の確認を徹底されたい。
- (イ) 事務処理を急ぐことで生じた誤りであり、今後は、余裕をもって書類の作成に当たりたいと考えている

(7) 産業経済部 観光振興課に関する指摘事項

ア 指定管理事務について

- (ア) 毎月提出されている業務報告書の③管理に係る経費の収支状況について、証憑書類との照合等、確認を行っているのか。
- (イ) 指定管理者が確実に確認をしていると認識しており、市での確認は行っていない。ただし、業務報告書を確認し、疑義が生じた場合は証憑書類との照合は適切に行ってまいりたい。
- (ウ) 貸借対照表、損益計算書等が綴られていない。指定管理者である団体等の決算後、速やかに財務書類等の提出を求め、指定管理者の財務状況が継続的・安定的にサービスを提供できる状況にあるかどうかを確認しているか。
- (エ) 財務書類の提出は求めている。ただし、指定管理者が、継続的で安定的なサービスを提供できる状況にあるかどうかを認識する必要があるため、今後は、財務書類の提出を求め、確認することとしたい。
- (オ) 提出書類については、漏れのないようにし、期限等を厳守するよう適切な指導と収受文書に対する適正な事務処理の徹底に努められたい。

イ 施設使用料について

- (ア) 西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例において、使用時間を延長する場合は、使用料を加算することを規定しているが、公告別紙とホームページの内容に齟齬があると思われる。
- (イ) 石鎚ふれあいの里のホームページを改める方向で指定管理者と協議済である。
- (ウ) 条例や実務との整合性を検討し、適正な事務改善に努められたい。